

産業廃棄物最終処分場の廃止の審査基準

- 1 申請書について、次の事項に適合すること。
 - (1) 3部（正本、副本、写し）そろっていること。
 - (2) 申請年月日及び記載事項の記入もれはないこと。
 - (3) 法人にあっては、代表者氏名が記載されていること又は申請者が代表権を有していない場合には代表者の委任状が添付されていること。
 - (4) 所定の書類及び添付書類が完備していること。
- 2 廃棄物が埋め立てられている産業廃棄物の最終処分場にあつては次の要件に適合し、廃棄物が埋め立てられていない産業廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこと。
 - (1) 共通基準
 - ア 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。
 - イ 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - ウ ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。
 - エ 埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。
 - (2) 遮断型処分場の場合
 - ア 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号、以下「基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、同号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。）が認められない場合においては、この限りでない。
 - (ア) 基準省令第1条第2項第10号ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に現に適合していないこと。
 - (イ) 基準省令第1条第2項第10号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、当該検査によって得られた数値の変動の状況に照らして、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。
 - イ 最終処分場が、基準省令第1条第1項第3号及び第2条第1項第2号ロに規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。
 - ウ 基準省令第2条第2項第1号ニに規定する覆いにより埋立地が閉鎖されていること。
 - エ 最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物又は基準省令第2条第1項第2号ロの規定により設けられた外周仕切設備について、環境大臣の定める措置が講じられていること。
 - (3) 安定型処分場の場合
 - ア 埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。
 - イ 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと。
 - ウ 最終処分場が、基準省令第1条第1項第3号、同条第1項第4号及び第2条第1項第3号ロに規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。
 - エ 基準省令第2条第2項第2号ハの規定により採取された地下水の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、同号ハの規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最

終処分場以外にあることが明らかなものを除く。)が認められない場合においては、この限りでない。

(ア) 基準省令第2条第2項第2号ハ(2)の規定による水質検査の結果、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に現に適合していないこと。

(イ) 基準省令第2条第2項第2号ハの規定による水質検査の結果、当該検査によって得られた数値の変動の状況に照らして、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。

オ 採取設備により採取された浸透水の水質について、次の表の左欄に掲げる項目について行われた水質検査の結果、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していること。

地下水等検査項目	別表第二下欄に掲げる基準
生物化学的酸素要求量	1リットルにつき20ミリグラム以下

カ 厚さがおおむね50センチメートル以上の土砂等の覆いにより開口部が閉鎖されていること。

(4) 管理型処分場の場合

ア 基準省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、同号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。)が認められない場合においては、この限りでない。

(ア) 基準省令第1条第2項第10号ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に現に適合していないこと。

(イ) 基準省令第1条第2項第10号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、当該検査によって得られた数値の変動の状況に照らして、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。

イ 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、(ア)及び(イ)に掲げる項目についてそれぞれ(ア)及び(イ)に掲げる頻度で2年(埋め立てる産業廃棄物の性状を著しく変更した場合には、当該変更以後の2年)以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること。ただし、基準省令第1条第1項第5号ニただし書きに規定する埋立地については、この限りでない。

(ア) 排水基準等に係る項目((イ)に掲げる項目を除く。) 6月に1回以上

(イ) 基準省令第1条第2項第14号ハ(2)に規定する項目 3月に1回以上

ウ 埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。

エ 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと。

オ 基準省令第1条第2項第17号に規定する覆いにより開口部が閉鎖されていること。

カ 基準省令第1条第2項第17号ただし書きに規定する覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。

キ 基準適合水銀処理物が埋め立てられている場合にあっては当該基準適合水銀処理物に雨水が浸入しないように必要な措置が講じられていること。

ク 基準省令第1条第1項第3号から第6号まで(第5号ホ及びへを除く。)に規

定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。この場合において、同条第3項第12号中「基準適合水銀処理物」とあるのは、「廃水銀等を処分するために処理したもの」と読み替えるものとする。